

設計図書

(起工)

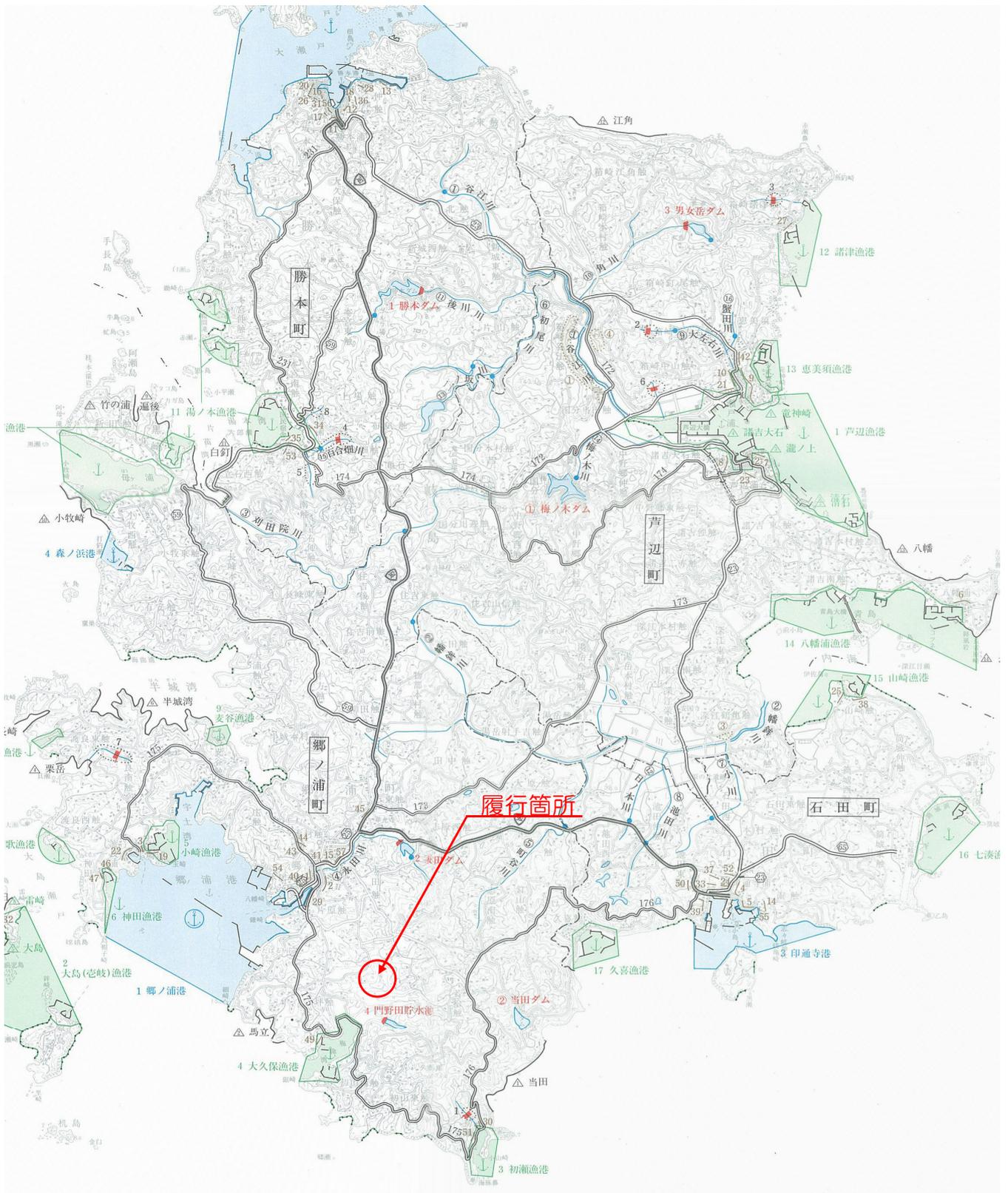
業務番号 7壱環第28号

業務名 壱岐市汚泥再生処理センター消防設備等保守点検業務

業務場所 壱岐市郷ノ浦町坪触

長崎県壱岐市

7巻環第28号
吉岐市汚泥再生処理センター消防設備等保守点検業務
位置図



壱岐市汚泥再生処理センター消防設備等保守点検業務
特記仕様書

1. 消防設備の保守点検業務については、施設運営に直接影響することから、確実な業務遂行を行うこと。
2. 外観・機能点検を6ヶ月に1回、総合点検を12ヶ月に1回実施すること。
保守点検後は、業務報告書(検査写真等)、消防法等に基づく点検結果報告書及び点検箇所を明確に記載した平面図(PDF)を作成し、環境衛生課(年1回は消防署)へ提出すること。
また、業務検査完了後に受注者は点検実施者の責任を明示した点検済票(ラベル)を消防設備等に貼付すること。
 - ※ 検査写真は、項目順に整理して添付し、機器の取り外しを行う感度試験等についても、実施中の検査写真の添付をもらさないこと。申し出があれば、施設の平面図を提供するものとする。
 - ※ 詳細等については、壱岐市環境衛生課又は壱岐消防署に確認すること。
3. 保守点検については、各設備の有資格者の直接又は監督の下に実施すること。
 - ※ 消防設備士等の免状の交付を受けている者を選任し、委託業務に従事させること。
 - ※ 各施設において設置設備が異なるため、必要資格が不明な業者は各自入札参加前に確認を行うこと。
4. 点検は、保守及び機能の維持を目的に行うため、突発的なトラブル時に即時対応できる体制であること。
5. 即時対応が必要な部品の交換や修理又は補修を要するときは、概要を報告し環境衛生課の指示を得ること。
それ以外の不良箇所については、改修提案の見積書(参考)を10月と3月に提出すること。
要改修箇所については、破損状況の分かる写真、または修繕箇所を図示する図面を提出すること。市外の専門業者による現地調査が必要な場合など、別途経費が発生するような特殊装置等の見積りについては別途協議する。
6. 受注者は、その責に帰すべき理由により委託業務の処理によって、発注者または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負うものとする。
7. 保守点検等の実施については、壱岐市汚泥再生処理センターに事前協議し、許可を得ること。
8. 点検又は試験に要する経費は、修繕費用等を除き全て受注者の負担とする。受注者は、本業務を自ら実施するものとし、第三者に再委託してはならない。
その他の事項については、両者協議のうえ、決定するものとする。